

施行：平成30年6月11日  
改正：平成30年10月22日  
改正：平成31年1月28日  
改正：令和2年8月26日  
改正：令和3年3月22日  
改正：令和3年6月8日

## かごしま「働き方改革」推進企業認定制度実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、働き方改革に取り組む企業を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定し、当該企業にインセンティブを付与することにより、県内企業の働き方改革に関する積極的な取組を促進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要領において、企業とは、県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人・個人事業主（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

### （認定要件）

第3条 知事は、次の要件（以下「認定要件」という。）を全て満たす企業を「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定するものとする。

- (1) 県内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 「イクボス」宣言を行っていること。
- (3) 「かごしま子育て応援企業」に登録されていること。
- (4) 次に掲げるア及びイの2項目並びにウ及びエのうち1項目以上並びにオ～スの中から2項目以上について、別表に示す認定基準を満たす取組を実施していること。
  - ア 社内の意識向上
  - イ 長時間労働縮減の促進
  - ウ 休暇の取得促進（休みやすい環境整備）
  - エ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備
  - オ 非正規雇用社員の処遇改善
  - カ 業務改善による生産性の向上
  - キ 女性の活躍推進
  - ク 若手社員の活躍推進
  - ケ 治療と仕事の両立支援・健康支援
  - コ 育児と仕事の両立促進
  - サ 介護と仕事の両立促進
  - シ 障害者の活躍推進
  - ス 高齢者（65歳以上）の活躍推進
- (5) 企業の概要（別記第1号様式にて提出の内容）等を、県において公表することに同意していること。
- (6) 法令を遵守し、過去3年間において、法令に違反する重大な事実がないこと。

### （申請）

第4条 前条に規定する認定を受けようとする企業は、かごしま「働き方改革」推進企業認定申請書（別記第1号様式）に取組内容確認票（別記第2号様式）、認定要件を満たしていることを証明できる資料及び知事が特に必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(認定等)

- 第5条 知事は、前条の申請をした企業（以下「申請企業」という。）が認定要件を満たすと認める場合には、当該申請企業を「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定し、かごしま「働き方改革」推進企業認定証（別記第3号様式）を交付するものとする。
- 2 前項の認定の有効期間は、3年とする。
  - 3 前項の有効期間の満了後引き続き認定を受けようとする企業は、その時点の認定要件に基づき更新の認定を受けなければならない。
  - 4 前項の更新の認定は、第2項に定める有効期間内に任意に行うことができ、更新の認定がなされたときは、その認定の有効期間は、更新の認定の日から起算するものとする。

(インセンティブ)

- 第6条 知事は、前条の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）に対し、次に掲げるインセンティブを付与する。ただし、第3号及び第4号については、認定企業が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する者）である場合に、第4号については、鹿児島県就職情報提供サイト「かごJob」に企業会員登録している場合に限る。
- (1) 鹿児島県のホームページ等での認定企業の働き方改革に関する取組等の紹介
  - (2) 働き方改革推進に資する県の取組や国の助成金等の情報の提供
  - (3) 次に掲げる鹿児島県中小企業融資制度を利用する場合の信用保証料率の引下げ
    - ア 中小企業振興資金（運転設備資金）
    - イ 小規模企業活力応援資金
    - ウ 新事業チャレンジ資金
    - エ 成長企業応援資金
    - オ 事業承継対策資金
  - (4) 鹿児島県主催の合同企業説明会等への優先参加
  - (5) 「かごしま『働き方改革』推進企業」の呼称の使用

(変更の届出)

- 第7条 認定企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、かごしま「働き方改革」推進企業認定事項変更届（別記第4号様式）に変更事項を証明できる書類を添えて、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 名称
  - (2) 代表者の氏名
  - (3) 所在地

(認定の辞退)

- 第8条 認定企業は、認定要件を満たさなくなったとき又は認定継続の意思を失ったときは、かごしま「働き方改革」推進企業認定辞退届（別記第5号様式）に交付されたかごしま「働き方改革」推進企業認定証を添えて、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

- 第9条 知事は、認定企業が認定要件を満たさないことが明らかになったとき、その他認定企業として適当でなくなったと認めるときは、当該企業の認定を取り消すことができるものとする。

(調査)

第10条 知事は、この要領の目的が適正に達成されるために必要があると認めるときは、申請企業及び認定企業の働き方改革に関する取組等について調査することができるものとする。

(報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、認定企業に対し、働き方改革の取組内容に関し、報告を求めることができるものとする。

(改正)

第12条 知事は、働き方改革に関連する制度改正の状況、働き方改革に対する企業の取組状況その他経済社会情勢等を勘案し、必要に応じてこの要領を見直すものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。